

迫りくる「平成27年3月問題」をどう考えるか

1 平成27年3月問題とは何か

国から「平成27年3月」までの経過措置期間が設定された、次の2点をどのようにクリアするか、という問題のことです。

A サービス等利用計画の「全員作成」

個別給付（介護給付・訓練等給付）を利用する人、あるいは児童福祉法の障害児通所サービスを利用する子どもの全員にサービス等利用計画（以下、利用計画）を作成することになっています。

B 特別支援学校卒業後の就労継続B型事業利用（いわゆる「直B」）

就労継続B型は、就労後の離職者、就労移行支援利用によるアセスメント実施者、50歳以上の者、障害基礎年金1級の者の利用が原則ですが、現在は市町村の判断（25年4月からは協議会による承認）で特例的に利用が可能となっています。この特例が終了することになっています。

2 サービス等利用計画の全員作成をどう考えるか

現在、多くの市町村で利用計画の作成が進んでいないと思われます。もちろん、従事する相談支援専門員の人数が不足しているという前提はありますが、特にこの1～2年に関しては、「計画作成対象者がほとんど新規相談である」ことが追い打ちをかけていると思われます。新規相談の場合、インテーク（相談者との信頼関係を構築するとともに、相談者が抱えている相談内容や、主訴の背景にある問題などを整理する段階）に必要な時間が十分に必要であり、1件当たりの相談時間が長くなるからです。（そのため、利用計画の作成件数が少なくなり、相談支援専門員を追い詰めることとなります）

一方、厚労省は経過措置期間の延長は行わない旨を明言しており、最悪の場合、27年4月以降は利用計画がないと支給決定できない事態も想定されます。しかし、だからといって安易に「セルフプラン」による対応（※）を進めてしまえば、何のための相談支援事業なのか、意義が問われる事態となります。

※ セルフプランによる対応

国の示すQ&Aでは、セルフプランの作成主体を本人や家族、支援者等としていることから、利用計画の作成が進まなかった場合、支援事業所や特別支援学校の進路担当教員などへ利用計画の案を作成させ、それを家族に渡す方法も考

えられます。

しかし、セルフプランの場合にはモニタリングが発生しないため、状況の変化などを確認する手段がなくなってしまう。また、ケアマネジメントの視点が失われてしまい、極論すると「言った者勝ち」の状態に陥るリスクが懸念されます。

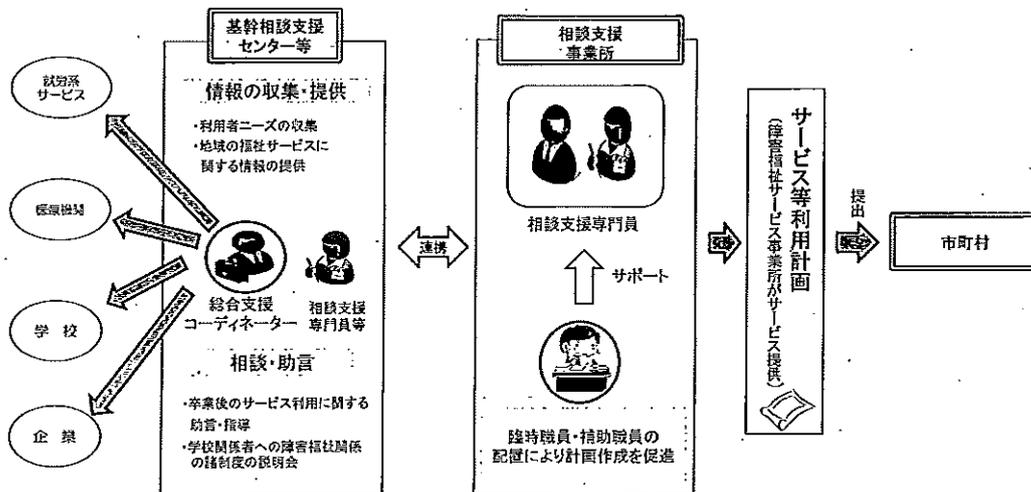
解決策としては、時限的でも良いので相談員を増員できる補助を付ける方法が本線となります。国も平成26年度予算で計画相談支援事業所への補助職員の配置に関する財政支援を打ち出しています。(下の貼り付け参照)ただし、この地域生活支援事業の補助金(統合補助金)ですので、実効性は未知数です。

また、市町村が独自財源により時限補助を行う方法も考えられます。前述のとおり、計画相談に関してはこの1~2年が厳しい状況ですので、永続的な補助ではなく、3年程度でサンセットする人件費補助であれば、財政当局との交渉も不可能ではないでしょう。

社会参加推進のための相談支援の充実等

地域生活事業費補助金129億円の内訳

- ① 卒業を控えた時期や就職時等に、学校等の相談支援ニーズを顕在化させることを目的として、現場に赴き、地域のサービスや利用者のニーズに関する情報の収集・提供や事前相談・助言を行い、個別の計画相談支援に繋げる「総合支援コーディネーター」を相談支援事業所(基幹相談支援センターや委託相談支援事業所)に配置し、利用者のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供を円滑にするための支援を行う。
- ② 平成26年度末までにサービス等利用計画の作成を利用者全員に対して実施できるようにするため、都市部等の多くの計画未作成者を抱える相談支援事業所に臨時職員や補助職員を配置し、相談支援専門員の負担の軽減を図り、計画作成業務の円滑化・迅速化を促進する。



しかし、現実的にはサンセットであっても新規の補助事業を実現することは困難と思われるので、よりリアリティのある「新規相談の割合を平準化する方法」も考えざるを得ません。以下は、決して推奨される手法ではありませんが、永続的にセルフプラン中心の利用計画になってしまうことを避ける観点からは、検討も必要となるでしょう。

【いずれにしても必要となる取組み】

(その1)

最終的には「利用計画を全員作成する」ことを念頭に、これから支給決定更新を迎える人、特別支援学校を卒業する人、特別支援学校入学などで利用計画を必要とする人（子ども）を洗い出す

(その2)

上記の人たちを

A すぐに対応が必要で、次の更新を待たずに計画を入れる

B ある程度の困難性があり、次の更新で計画を入れる

C 当面は現状の生活状況が継続するので、計画を入れるのは後で良いに大別する

ここまでは、必ず取組みが必要となります。また、この取組みには必ず相談支援事業所（計画相談）を入れるようにしましょう。

そして、上記「A」「B」の人については、早目に相談支援へつないだ方が良いわけですから、必ず27年3月までの利用計画を策定するようにします。

ただ、こうした状況の人はさほど多くありません。全体の比率で見れば、「A」の人が1割程度、「B」の人が2割程度でしょう。つまり、とりあえずは全体の3割に当たる人へ利用計画を立てれば良いわけです。

その上で、残る7割の人については、次の2プランを検討します。

(プラン1)

27年4月以降最初の更新に限り「セルフプラン」で支給決定する

(プラン2)

27年3月でいったん支給決定を切り、3月中に利用計画なしで支給決定する

※ ただし、残る7割全員に適用するのではなく、そのうち2～3割は27年4月以降最初の更新時に利用計画を作成する

まずポイントとなるのは、利用計画が必要となるのは「27年4月以降に支給決定する人」ということです。つまり、現時点で支給決定の有効期間が27年9月になっている人は、9月の支給決定更新時に利用計画が必要になるわけです。（換言すると、27年4月の時点で全員に利用計画が必要なわけではない）

また、支給決定の有効期間は、居宅系サービスは1年ですが、生活介護やグループホーム、施設入所などは3年ですので、このことにも留意する必要があります。

ここまでの情報を整理すると、利用計画の作成スケジュールを次のように分散させることが可能となります。

- ★ 27年3月までに全体の3割は作成される（残り7割）
- ★ 27年4月以降の支給決定更新時に、その時点で利用計画を作成する人（全体の2割）と、「プラン1・2」を適用する人に振り分ける（残り5割）
- ★ 「プラン1・2」を適用した人については、その次の支給決定更新のタイミングが重ならないように、居宅系であれば半年から1年の間、生活介護やグループホーム、施設入所系であれば2年から3年の間で支給決定期間を調整する（残りの5割を平準化）

これにより、手間と時間を要する「新規相談」を分散させることができるため、現行の相談支援専門員の配置状況でも何とか対応できる可能性が高まります。また、新規相談数が計画的（かつ長期にわたって）増えていきますので、事業所側も計画的な人員増員を検討可能となります。

なお、これらの取組みを進めるに際しては、最終的に「利用計画を全員作成する」ことを念頭に置くことが重要です。（また、その方向性を地域の計画相談支援事業所と共有することも重要）その意味で、27年4月以降の2～3年で、利用計画を全員作成するためのロードマップ（実施計画）を立てる必要があります。（これらの取組みとは別に、新規サービス利用者については必ず利用計画が必要になることにも留意）

3 直Bをどう考えるか

就労継続B型を進路先に考える場合には、もう1つの問題があります。それが「直B」の見直しです。

本来、就労継続B型事業は、

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者

が利用条件となっており、高等部卒業後、アセスメントなしに直接B型事業所を利用すること（これを「直B」といいます）はできないことになっています。しかし、このルールをいきなり適用してしまうと進路現場が混乱するため、

次の特例を置いています。

①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者（平成27年3月までの間に限る）

今回、国はこの特例を廃止し、原則どおりの利用ルールを適用しようとしています。つまり、就労移行支援事業の暫定支給決定による事前アセスメントがないと就労継続B型は利用できなくなる・・・ということです。

そうすると、必然的に就労移行支援事業の短期利用が不可欠になるわけですが、そもそも移行支援事業所が近隣に存在しない地域もあるので、その場合は卒業進路から継続B型は外れることとなります。（まったく現実的ではありませんが）国の方では、就業・生活支援センターが就労移行支援事業の「従たる授業所」になるイメージを示していますが、実効性は不透明です。

また、就労移行支援事業がある程度存在する地域であっても、次の課題をクリアしなければなりません。

- ・ アセスメントのための短期利用の時期をどうやって確保するのか？
→ 夏休み期間中だけでは対応しきれない可能性が高い
- ・ 相談支援事業所の関わりをどのように確保するのか？
→ 短期利用のためのサービス等利用計画も必要になる
- ・ 進路担当教員への意識啓発をどうするか？
→ 地域の相談支援などが始めから関わる卒業進路になる可能性が高い

文責：

又村 あおい

（福）全日本手をつなぐ育成会

政策研究開発センター委員／情報誌「手をつなぐ」編集委員

（公財）日本発達障害福祉連盟

「発達障害白書」編集委員

児童期に利用できる制度の一覧表

(障害児福祉サービス関係)

名 称	概 要
児童発達支援	主に未就学児を対象として、通所により身辺自立や社会性向上などの療育支援サービスを提供。「児童発達支援センター」（以前の通園施設）」と、「児童発達支援事業」（以前の児童デイサービスⅠ型）の二類型に分かれる
放課後等 デイサービス	主に学齢児を対象として、通所により放課後や長期休暇中の余暇活動や療育支援サービスを提供。以前の児童デイサービスⅡ型
保育所等訪問支援	保育園や幼稚園、学童保育などに在籍する子どもを対象として、保育士や臨床心理士などの専門支援スタッフが訪問して療育支援サービスを提供
居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問して入浴やトイレ、食事の介助や掃除や洗濯、食事作りなどのサービスを提供
通院介助	ヘルパーが通院の介助、公的機関での手続き、施設の見学のための外出に付き添うサービスを提供
行動援護	ヘルパーが行動面で手厚い支援を必要とする人の外出などに付き添うサービスを提供
移動支援事業	ヘルパーが外出時に付き添って、目的地までの誘導や移動時に必要な支援を行うサービスを提供。1対複数の支援や、車両を用いた移送支援なども実施可能
短期入所	施設での一時的入所サービスを提供。「ショートステイ」とも呼ばれる
日中一時支援事業	放課後や長期休暇中の日中時間帯に、施設などで一時預かりするサービスを提供

※ 太枠部分は児童福祉法のサービス

(一般的な子育て支援サービス)

名 称	概 要
放課後児童クラブ	学童保育（学童クラブ）のこと。障害児については、小学6年生まで使える運用としている市町村が多い
児童館	自由出入りの遊びの場。「子どもの家」などの名称で呼ばれる。障害児の場合は、ヘルパーが付き添って利用するケースが多い
ファミリーサポートサービス	育児のお手伝いを必要としている人と、お手伝いしたい人をコーディネートして結びつけるサービス。コーディネートは市町村が公的に行うが、利用そのものは「有償ボランティア」の扱いとしている市町村が多い

(手当・医療費助成)

名 称	概 要
児童手当	対象は中学生以下の児童全員で、金額は3歳未満が一律に月額15,000円、3歳から小学生までが原則月額10,000円（第三子以降は月額15,000円）、中学生は一律に月額10,000円
特別児童扶養手当	対象は20歳未満の障害児を監護（養育）する保護者で、金額は障害の状況によって異なる。重度（1級）の場合は月額50,400円、中軽度（2級）は月額33,570円
障害児福祉手当	対象は20歳未満の重度障害のある子ども（常時介護を要する子ども）で、金額は月額14,280円
乳幼児医療費助成制度	市町村事業なため、対象は市町村ごとに異なる（小学生くらいまでが多い）、助成範囲も市町村によって異なる（医療保険の自己負担分としている地域が多い）
自立支援医療	（育成医療） 対象は身体障害のある子ども、助成範囲は医療費の9割（自己負担1割） （精神科通院医療） 対象は指定の病名で精神科や小児精神科へ通院している子ども、助成範囲は医療費の9割（自己負担1割）
重度障害児者医療費助成制度	市町村事業なため、対象は市町村ごとに異なる（重度判定を対象としている地域が多い）、助成範囲も市町村によって異なる（医療保険の自己負担分としている地域が多い）